

佐賀県規則第20号

佐賀県療育支援センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県療育支援センター管理規則（平成21年佐賀県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(利用定員)</p> <p>第8条 センターの利用定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する障害児入所支援（治療を除く。以下「入所支援」という。）を受ける者 <u>40人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(利用者)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）を受けすることができる者は、保育所等訪問支援に係る通所給付決定を受けた者又は同法第21条の6の規定による措置を受けた者とする。</p> <p>4 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）を受けすることができる者は、同法第24条の26第1項各号に規定する者とする。</p> <p>(利用承認)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 入所支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児の入所給付決定保護者（児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。）又は加齢児（児童福祉法第24条の24第1項の規定により障害児入所給付費等を支給することができるこ</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第8条 センターの利用定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する障害児入所支援（治療を除く。以下「入所支援」という。）を受ける者 <u>30人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(利用者)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）を受けすることができる者は、保育所等訪問支援に係る通所給付決定を受けた者又は同法第21条の6の規定による措置を受けた者とする。</p> <p>4 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）を受けすることができる者は、同法第24条の26第1項各号に規定する者とする。</p> <p>(利用承認)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 入所支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児の入所給付決定保護者（児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。）又は加齢児（児童福祉法第24条の24第1項及び第2項の規定により障害児入所給付費等を支給すること</p>

改正前	改正後
<p>ととされた者をいう。)は、入所支援利用申込書(様式第2号)に児童福祉法第24条の3第6項の規定により交付された入所受給者証を添えて、これを所長に提出し、所長等の承認を受けなければならない。</p> <p>3 児童発達支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児の通所給付決定保護者(児童福祉法第6条の2の2第9項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)は、児童発達支援利用申込書(様式第3号)に児童福祉法第21条の5の7第9項の規定により交付された通所受給者証(以下「通所受給者証」という。)を添えて、これを所長に提出し、所長等の承認を受けなければならない。</p> <p>4・5 略</p>	<p>ができることとされた者をいう。)は、入所支援利用申込書(様式第2号)に児童福祉法第24条の3第6項の規定により交付された入所受給者証を添えて、これを所長に提出し、所長等の承認を受けなければならない。</p> <p>3 児童発達支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児の通所給付決定保護者(児童福祉法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)は、児童発達支援利用申込書(様式第3号)に児童福祉法第21条の5の7第9項の規定により交付された通所受給者証(以下「通所受給者証」という。)を添えて、これを所長に提出し、所長等の承認を受けなければならない。</p> <p>4・5 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。